平成 29 年 (ヨ) 第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分命令申立事件 債権者 長谷川 照 外 債務者 九州電力株式会社

補充書面 34 債務者準備書面 12 への反論(放射性物質拡散抑制対策)

2017(平成 29)年 10 月 30 日

龍太郎

佐賀地方裁判所 民事部 御中

債権者ら代理人

弁 護 士

弁 護 士 板 井 優

西

河

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

第1 はじめに

債権者らは、債務者準備書面 5 や同 8 において債務者が主張する放水による 放射性物質の拡散抑制対策について、福島第一原発事故で実際に生じたような 放射性物質の放出による災害が万が一にも起こらないと言うことはできない旨 反論した(補充書面 26)。

これに対し、債務者は、相変わらず「放射性物質が周辺環境へ異常な水準で 放出されるような事故の具体的危険性はない」と述べ、放射性物質拡散抑制対 策が本来は必要性すらないと言わんばかりの主張をしている。

また、債権者らが求釈明などを通じて繰り返し求めてきた手順書をようやく 証拠提出して、それに基づく主張もしている。しかし、これもごく一部を提出 したに過ぎず、内容を見ても不明確な点ばかりであって、債権者らの指摘する 不備にはまったく応答していない(債務者準備書面 12 第 3 の 6)。

したがって、債務者による本件原発の再稼働は債権者らの人格権を侵害する 危険性がある。以下、詳述する。

第2 債務者の主張の誤り

1 債務者に発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないこと

債務者は、「放射性物質が周辺環境へ異常な水準で放出されるような事故の 具体的危険性はない」と述べ、放射性物質拡散抑制対策が本来は必要性すらな いと言わんばかりの主張をしている。

しかし、債務者がその前提として述べる「事故防止に係る安全対策」はもとより、「福島第一原子力発電所事故を踏まえ、その信頼性を高め」たことも、「重大事故等の発生を想定した上で様々な安全確保のための対策を実施している」ことについても、主張、疎明がないか、極めて不十分であることは債権者らがこれまでに述べてきたとおりである。

この点は措くとしても、原子炉等規制法が債務者ら原発を操業する電力会社

に対し、「重大事故(中略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を求めている(原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 3 号)。

にもかかわらず、かかる重大事故が起こり得ないかのように述べる債務者は、 新たな原発安全神話に酔って極めて楽観的な意見を述べるだけで、上記の「発 電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」がないことを自認し ているとみるほかない。

したがって、債務者による本件原発の再稼働は債権者らの人格権を侵害する 危険性があることは明らかである。

2 債務者の主張、疎明によっても不備が明らかであること

(1) 福島第一原発事故により放出した放射性物質の大半を取り逃がすこと

債権者は、債務者らが福島第一原発事故やチェルノブイリ原子力発電所事故を踏まえれば、放水による放射性物質の拡散抑制対策では、放出される放射性物質の大半を取り逃がすことになることが明らかである旨主張した(債権者ら補充書面 26・3 頁以下)。

しかし、債務者はこの点については反論していない。根拠は不明であるが、 微粒子状の放射性物質の粒子径は $0.1\sim0.5\,\mu$ mであることを述べるのみである。

したがって、債務者による本件原発の再稼働は債権者らの人格権を侵害する危険性があることは明らかである。

(2) 債務者の提出した手順書について (乙 80-2)

債務者は、放水による放射性物質拡散抑制対策について、提出を繰り返し 拒んできた手順書をようやく提出した。他の対策についても最低限これら手 順書を検討しなければ、極めて抽象的な水準で安全性を判断することになら ざるを得ず、到底、原発の安全性について判断などできないというべきであ る。

この点は措くとしても、債務者が提出した手順書(乙 80-2)すら抜粋に 過ぎず、全体は不明であること、提出されているものに限っても以下の点が 不明であり、疎明がされていないというべきである。

【乙80-2の記載のうち不明確な点】

- ・放水砲による放水については、「なるべく噴霧状を使用する」とされているが(1.12-12)、そうすると、放水の到達点が直線上に比べ低くなると考えるのが自然である。放射性プルームはいわば雲であるし、希ガスも気体であるから、かなり高度の上空に放出されることになるにもかかわらず、放水が現実に届くと言えるのか、届くと言えるとしてそれはどのように確認されたのかが不明である。
- ・破損箇所が確認できる場合は、原子炉格納容器破損箇所に向けて噴射ノ ズルを調整するとされているが(1.12-13)、すでに債権者らが主張した とおり、結局、破損箇所を確認してから噴射ノズルを人力で調整するこ とになるのであるから、すでに放射性プルームが去った後に放水をする ような事態となって、やはり対策としては意味がないところ(債権者ら 補充書面 26・4 頁)、債務者はこれにも反論、疎明していない。
- ・「炉心出口温度」という記載があるが炉心出口とはどこを指すのか不明である (1.12-13)。
- ・「操作手順」(1.12-13) によれば、この対策では、「移動式大容量ポンプ車」「ホース展張・回収車」という車両のほか、放水砲運搬用の車両の運用が想定されているところ(1.12-53)、「操作の成立性」では「円滑に作業できるようにアクセスルートを確保」するとされているものの、地震や津波、火災などの事象により、車両の通行が困難な場合の対策が想定されていない(同上)。
- 「定格負荷運転時における燃料補給間隔」の意味するところが不明であり、

上記車両の燃料について、その確保や補給方法が不明である(1.12-14)。

- ・放水開始までの所要時間は約4時間と想定されているが(1.12-14)、タイムチャートによると、「放水砲の設置、可搬型ホースの接続」までが約4時間と想定されているのであって、「操作手順」によれば(1.12-13~)、実際には他にも以下の各作業(下記⑤⑥⑦は乙80-2号証1.12-14の⑤⑥⑦に対応)が予定されているところ、各作業に要する時間が不明であって、結局、放水開始までの所要時間は不明なままであるから、放射性物質の放出に間に合うのかどうかも不明である。
 - ⑤ 保修対応要員は、放水砲噴射位置(中略)を調整する。
 - ⑥ 緊急時対策本部は、(中略)原子炉格納容器及びアニュラス部の破損があると判断した場合は、保修対応要員に放水開始を指示する。
 - ⑦ 保修対応要員は、移動式大容量ポンプ車を起動し、放水砲により 原子炉格納容器頂部又は原子炉格納容器及びアニュラス部の破 損簡所への放水を開始する。

(3) まとめ

以上のとおり、債務者の主張、疎明によっても、放水による放射性物質の 拡散抑制対策として債務者が講じている措置は、放射性物質の大半を取り逃 すことになるか、措置の内容が極めて不明確なものであり、いずれにしても その不備は明らかである。

したがって、債務者による本件原発の再稼働は債権者らの人格権を侵害する危険性がある。

以上